

# 令和3年教育委員会第9回定例会会議録

開会日時 令和3年9月28日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時27分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 日高芳一  
委 員 上原有美江  
委 員 塚本 亨  
委 員 望月京子  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・教育情報担当課長	羽田 顕	・学校教育支援担当課長	大川 千章
・統括指導主事	木村 文彦	・地域教育課長	尾崎 隆夫
・放課後支援課長	高橋 裕之	・生涯学習課長	加納 清幸
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	尾形 保男

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 日高芳一 委員 上原有美江  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と上原委員にお願いをいたします。

まず本日、1名の傍聴の申出がございました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項の規定により、傍聴を許可したいと思います。

それでは、事務局は傍聴人を呼んでください。

(傍聴人 入場)

○教育長 教育長から、傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1 傍聴人は委員会の中では発言できません。

2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。

3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。

4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は報告事項等が2件でございます。

それでは、報告事項等の1「区立学校の2学期における新型コロナウイルス感染症を理由とした出席停止等の状況について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「区立学校の2学期における新型コロナウイルス感染症を理由とした出席停止等の状況について」説明を申し上げます。

まず1の「概要」でございます。各園、学校には2学期開始以降、当面の間、日々の状況につきまして、学務課宛てに報告するよう依頼しているところでございますけれども、本日は、毎週金曜日の状況を表としてまとめてございます。

まず1番上の9月3日金曜日の表をご覧ください。表の左側の出席停止等人数でございます。

(1)から(3)の出席停止等の理由ごとに人数を記載してございます。(1)から(3)の正式な表記につきましては、一番下の表の下、※印で記載してございますのでご覧ください。

(1)が新型コロナウイルス感染症の感染者、すなわち陽性者でございます。(2)は濃厚接触者又は風邪症状等の者。(3)が感染不安を理由として、欠席扱いとしなかった者でございます。

9月3日の表にお戻りください。合計の欄でございます。(1)の陽性者が75人。(2)の濃厚接触者又は風邪症状等の者が605人。(3)の感染不安が602人で、合計1,282人でございます。

続きまして、一番下の9月17日金曜日の表の合計欄をご覧ください。(1)の陽性者が18人。(2)の濃厚接触者又は風邪症状等の者が393人。(3)の感染不安が287人で、合計698人でございます。9月3日と比較いたしまして、2週間の推移でございますけれども、陽性者が57人の減、濃厚接触者又は風邪症状等の者が212人の減。感染不安の者が315人の減。こちらは半減している状況でございます。

2の「参考」でございます。(1)及び(2)の理由につきましては、学校保健安全法第19条に規定しております出席停止の措置でございます。(3)の理由につきましては、文部科学省の通知に基づきます非常変災等児童・生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長等が出席しなくてもよいと認めた場合に該当するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 9月17日までの分は出ていますけれども、9月24日、この1週間後というのは、まだ数字的には上がってきていないのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 精査が必要な数字ではございますが、陽性者が10人、濃厚接触者又は風邪症状等の者が389人、感染不安の者が224人、合計で623人でございます。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいまのご報告、ありがとうございます。特に、一般の成人にしてもそうでしょうし、年代別にしましても、感染者の推移は、今、終息に向かっており、このまま行くと月末ですか、緊急事態宣言が解除になるという方向なのではないでしょうか。一番気になりますのは、昨日でしたか、ニュース映像の中で、出席の扱いについて、子どもたちの進学のときの内申書での扱いをすごく気にしていたようなコメントがありましたので、現場で十分しんしゃくしながら対応していただきたいと、お願いでございます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 欠席等の扱いにつきましては、先ほど申し上げました事由については、指導要録

上でございますけれども、出席停止あるいは忌引等の日数と記録いたしまして、欠席とはしないことができるという扱いをしているところでございます。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 これを見ますと、不安という人がかなり多くいます。近所に小学校1年生の子がいますが、その子も夏休み明けから1日も行かないで家において、なかなか顔を見ることはありませんでした。その後、シルバーウィークが終わった後の月曜日にやっとお母さんと一緒に家の外に出てきて、学校へ行き始めました。やはり、朝、「行きたくない」と言いながらも行って、1週間たったのですけれども、今朝も「今日も行きたくない」と言っていたというのです。

その子たちは、多分、リモートで授業をやっていたと思うのですけれども、授業の様子も分からないで、リモートもできなかった子どもさんたちも、そういう中にはたくさんいるのかなと思っています。そういう状況が、教育委員会に入っていれば、少し聞かせていただければ。お願いいたします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 不安による欠席というお子さんのいる中で、多くの学校では、保護者の要望に基づいて、今、お話のあったリモートで、1人1台タブレット端末を使い、授業の様子を流すのを見ていただくということに取り組んでおりました。

ただ、今、お話がありましたように、発達段階で、そういったものがなかなか難しいお子さんなどもいらっしゃいます。私が学校から聞き取った状況ですと、例えば、低学年のお子さんであると、保護者の方と放課後に学校に来て、少し話をして、プリント等の学習であるとか、タブレット端末でできるような学習について経過を確認したりとか、そういったものを行っていると聞いております。

なかなかタブレット端末でできないこともありますし、そういった個々の状況を聞きながら、各学校対応していると認識をしております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 新型コロナウイルスの感染状況が日々変わってきているというのは大変よく分かりました。同時に、減少傾向にあるということも大変うれしいなと思います。大変望ましい方向になってきているなど。このデータを大事にして、限りなくゼロにそれぞれ近づけるように努力をする必要があるかなと思います。

1点だけお願いでありまして、ちょっと伺いたいののですが、この度のコロナ禍の状況の中で、

自宅療養を続けなければいけないという方が結構いるわけです。その方たちが亡くなるというニュースがよく出ています。これには保健所が関わってしまして、保健所は見落とししていたということがあったり、連絡が不十分であったなどというのが理由とされていますけれども、これは余りいいことではないと思います。

ただ、学校等の連携などの場合の保健所の役割というのは、どのようになっているか分かれれば教えていただきたいなど。こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 小・中学生が、感染が認められた場合には、保健所の担当の保健師が、保護者の方や子ども本人、あるいは学校と連絡を取りながら、いわゆる積極的疫学調査を実施しております。その後、子どもたちは出席停止の措置ということで、自宅での療養等を行っておりますけれども、担当の保健師が必要に応じて、ご自宅に電話をしたりといったような確認をしながら、無事に学校に戻ることができるように対応していると聞き及んでいるところでございます。

以上です。

○日高委員 ありがとうございます。ぜひ、そうした連携をやっていただいたほうが、学校の子どもたち、非常に安心できると思うのです。ぜひ、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 新型コロナウイルス感染症のグラフのご説明、ありがとうございました。欠席としない旨の対応というところにも絡んでくると思うのですが、今、葛飾区でも12歳以上のワクチンの優先接種というのが始まって、中学生もしくは小学校6年生もワクチンを打ったという話を聞くようになってきました。

副反応であるとか、ワクチンに対する不安などで、学校を何日かお休みしなければならないという部分に関しても、同じように対応を取っていただけるかの確認と、その人数というのは、徐々に出てきているのでしょうか。教えていただけたらと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 現在、理由としては、先ほどご報告申し上げました(1)から(3)の分類で、学校から報告を受けている状況でございまして、具体的な人数の把握はしてございません。ただ、接種のため学校を休む場合は、先ほどの報告資料の2番の(3)と同じ理由で、非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などとして、欠席扱いとはしていないところでございます。また、副反応を申し出て、学校を休む場合、こちらにつきましても、出席停止の措置ということで、いずれにしても欠席の扱いはしない対応をしているところでございます。

以上です。

○青柳委員 これから増えてくるとお思いますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の1につきましては、以上で終了といたします。

続いて、報告事項等の2「区政一般質問要旨（令和3年第3回区議会定例会）」についての報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、私から9月7、8日に開催されました区議会第3回定例会の区政一般質問で、教育に関する部分等につきまして、教育長答弁を中心にご報告をさせていただきます。

まず、教育関連の質問は、1枚目のとおり、4名の方から質問がございました。

それでは、1枚、おめくりください。まず共産党、中村しんご議員の質問でございます。「新型コロナウイルス感染症対策について」ということで、登校の見合わせの選択、分散登校、オンライン授業などとして、自主的に臨むべきだというご質問がございました。

これにつきまして、教育長答弁で、現時点においては感染対策を徹底した上で、登校による教育活動を継続することが最善であると考えていると。今後も感染状況を見極めた上で、国のガイドラインを踏まえ、学級あるいは学年・学校単位の休業や分散登校、オンライン授業について適切に実施していくとお答え申し上げました。

続きまして、3ページ目をお開きください。「今後の水泳指導の実施方法に関する方針について」ということで、たくさん質問ございますけれども、質問の要旨といたしましては、計画案、これは先の教育委員会でお示した、何年度に何校、外のプールを使っていくかという計画案でございますけれども。この計画案が示されるのは唐突だが、どういう経緯で実施計画案になったのか、あるいは温水プール2箇所の整備は、前期実施計画案では、区民のスポーツ活動の促進の項目に位置付けられているが、学校の水泳指導のために一般区民はごく僅かな時間しか利用できないのではないか。温水プールに移行する間、学校間格差を生まないために屋根や遮光ネットの設置、インストラクターの活用、管理のための人員を配置すべきではないか。鎌倉公園プール跡地に温水プールを整備すれば、金町公園プールも継続して利用できるのではないか。最後に「実施計画案」は現実性がなく撤回すべきというご質問がございました。

これにつきましては、まず計画案につきましては、令和2年に策定した方針に基づいて具体案を示したものである。教育委員会報告後、文教委員会に報告するもので唐突といったものではない。

それから、温水プール2箇所の設置については、区民スポーツ活動推進のためであり、平日の日中のみ学校が優先的に利用するというを考えている。

また、屋根や遮光ネットでは計画的な水泳指導はできない。また、設置や管理のための人員

配置を行う考えも計画的な水泳指導ができないので、これを考えない。計画的な実施ができないので、インストラクターの派遣も困難であると考えていると答弁をいたしました。

また、鎌倉公園プール跡地には、温水プールを設置する考えはございません。

それから、実施計画案が具体性がないということですが、各学校、温水プール事業者と具体的に協議を行っており、撤回する考えはないと答弁を申し上げました。

共産党の中村議員、その他の質問でございます。2ページでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策について、子ども、教職員に抗原検査を定期的に実施すべきと。教育次長答弁でお答えをいたしました。国のマニュアルに基づいて感染拡大の防止に取り組んでいる。抗原検査は感度が低く、無症状者には推奨されていない。これらのことから定期的な抗原検査を実施する考えはないとお答えいたしました。

また、今後の水泳指導につきましては、移動時間の問題。それから公営プールの一般利用者の排除につながるのではないかと。学校内に温水プールを設置すれば、課題を解消できるのではないかと。それから、学校プールの消防水利としての区の認識。中学校では、学校内プールがないと言っている。現場の実態に合わない水泳指導方針は撤回すべきといったようなご質問がございました。

これにつきましては、移動時間は、年間授業時間の運用の中で確保することは可能であるということ。一般利用者の排除につながるのではないかととの質問には、曜日・時間に偏ることがないように実施して、譲り合った利用をお願いしてまいりますと。それから、学校内に温水プールを設置することに関しましては、多額の費用がかかることや様々な管理が必要なことから考えていない。消防水利に関しましては、消防署と必要な貯水対策を行っていくことの確認をしているとお答えをいたしました。

中学校の件につきましては、各校の状況を踏まえて対応をしているので、撤回をする考えはないとお答えをいたしました。

そのほか、学校改築について、ソーシャルディスタンスや30人学級を想定した教室数の検討が必要だというご質問がございました。

これにつきましては、現在、改築を進めている学校につきましては、普通教室74平米に広げており、適切な面積を確保している。30人学級については、文部科学省より正式な通知があった場合には検討をすとお答えを申し上げました。

続きまして、葛飾区民連合、中村けいこ議員でございます。12ページ以降でございますが、こちらにつきましては、教育長答弁ございません。教育次長答弁、それから学校教育担当部長答弁でお答え申し上げました。ご説明いたしますと、教育次長答弁で、河川沿いのランニングコースのトイレ案内の表示の設置だとか、柴又公園周辺でのランニングステーションの設置についてのご質問がございました。

ランニングステーションについては、現在、公衆浴場等の既存施設を活用して展開している。今後、コース周辺の未実施の公衆浴場に協力をお願いしてまいりたいと。また、トイレ案内表示やランニングステーション施設の新設については、将来的な需要の動向を見ながら検討を行っていくといった答弁を差し上げました。

また、教員の喫煙についてのご質問、14ページでございます。こちらにつきましては、学校教育担当部長から、区立学校内の敷地内は禁煙としており、また勤務時間中の喫煙は認められていないという答弁を差し上げました。

颯新かつしか、小林ひとし議員、21ページでございます。水泳指導の実施計画案についてのご質問がございました。内容といたしましては、なぜ改築校だけでなくプールがある学校にまで学校外での水泳指導を広げたのか。また、計画は小学校だけだが、中学校とは異なるのか。移動などの課題を検証しているのか。改築校以外の5校、こちらは1年目の5校ということを行っていると思いますけれども、これはどのように選ぶのか。あるいは、改築したばかりの学校も対象になるのか。コンセンサスを得ながら進めていくべきと思うがどうか。小学校だけで受皿のプールが埋まってしまうのではないかと。28ページに飛びますけれども、以上のことから、改築校にプールを設置しないという方針を撤回すべきというご質問がございました。

これにつきましては、まず、プールのある学校にも広げた理由を、「水泳指導の実施方法に関する方針」は、子どもたちの水泳指導の充実を目的として策定したものであり、改築校以外に意向のある学校も対象としているところでございますと。また、中学校と小学校の異なるところですが、中学校は教科担任制となっていることや、時間割の運用により多くの調整が必要なため、統一的な対応とはせず、各校の状況を踏まえて判断することとする。移動などの課題の検証をしているかということでございますけれども、複数の改築校で、既に学校外の屋内温水プールの活用を実施している中で、課題検証も進めているところです。また、移行する学校を選択につきましては、現在の水泳指導の状況、学校規模や周辺の屋内温水プールの状況を考慮して決めてまいります。改築を既に済ませた学校も対象にするのかというご質問につきましては、方針策定以前に、プールを新たに設置した学校についても対象といたします。

実施計画案はコンセンサスを得ながら進めていくべきというご質問でございますけれども。方針に基づく水泳指導をできるだけ早く着実に実行していくために、策定を進めているものであり、今後も丁寧に説明をしてまいります。小学校だけで、受皿のプールが埋まってしまうのではないかとご質問につきましては、計画案の受入体制については、現状において可能であると想定できる受入数を示している。この案は、状況を踏まえて随時改定することとしており、中学校の移行がある場合には、水泳指導ができるよう必要な対応をとっていくとお答えいたしました。

結論といたしまして、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」は、子どもたちの水泳指

導の充実を図ることを目的として策定したので、撤回する考えはないとお答えいたしました。

そのほか、プールについて、教育次長で答弁をしたことにつきましては、例えば、15 ページで、葛飾区はうまく運用できる根拠はどこにあるのか、移動時間の振替、給食時間の影響などの時間配分について、あるいは1 コマに小分けしたほうが、水泳が身に付くのではないかというご質問がございました。これらにつきましては、本区では改築工事などを行っている学校で、実際に行った実績があると。時間配分の想定と時間割の弾力的編成、現在も2 コマ連続で行う学校が多いということを回答いたしました。

また、18 ページです。たくさん質問ございますけれども、趣旨としては、どのように夏休みの水泳指導を行うのかという質問でございます。夏休みの水泳指導については、通常の授業で行っている水泳指導とは異なり、各学校の裁量で行われているものであるため、各学校と協議しながら対応していくとお答えを差し上げました。

25 ページですけれども、コストについてご質問がございました。どのぐらいのコストを見込んでいるのか。夏の水泳指導やプール耐久年数を考えると、コスト比較というのは破綻しているのではないかとご質問でございますけれども、こちらにつきましては、想定コスト費用をお答えするとともに、方針は子どもたちの水泳指導の充実を図ることを目的として策定したものであり、夏休みの水泳指導の費用やプールの耐久年数によるコスト比較で水泳指導の方法を決めていくという考えはございませんとお答えを申し上げました。

29 ページでございます。自由民主党の梅沢議員からのご質問で、教育長答弁でございます。SDGs の今後の取組についてということで、ESD の推進に向けて教育委員会の考え、それから推進に向けた教育の理解についてのご質問がございました。

ESD、いわゆる「持続可能な教育」と訳されるのでございますが、こちらの目指すものはSDGs の目標達成に向けて、課題を解決する能力や態度を育むことであり、全ての学校に求められるものである。各学校は、教科等を横断した視点で組織的に取り組む必要があると考えている。また、子どもたちの育成を図るには、ESD についての教員の理解が重要となってくる。研修によって、ESD への理解を深めるように取り組むとお答えを申し上げました。

今回の一般質問の答弁の要旨については以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の2 を終わりいたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他、何か、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和3年教育委員会第9回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時27分